

神戸市と神戸地区トヨタ販売店との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ神戸株式会社、トヨタカローラ兵庫株式会社、ネッツトヨタ神戸株式会社、ネッツトヨタゾナ神戸株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社、ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社、株式会社トヨタレンタリース兵庫、株式会社トヨタレンタリース神戸及びトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社、（以下 11 社を総称して「乙」という。）とは、相互に連携・協力し、神戸市内の地域活性化を推進するために、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、主に自動車販売店のネットワークを活用した取組みにより、市民サービスの向上および市域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 安全・安心に関すること。
- (2) 環境・エネルギーに関すること。
- (3) 交流・育成に関すること。
- (4) 神戸のまちの活性化等に関すること。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を神戸市企画調整局に提出するものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書12通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

神戸市灘区灘南通2-1-9
トヨタカローラ神戸株式会社
代表取締役社長 塩住 宏基

神戸市兵庫区大開通9丁目1番14号
トヨタカローラ兵庫株式会社
代表取締役社長 伏見 和政

尼崎市名神町1-18-25
ネットトヨタ神戸株式会社
代表取締役社長 四宮 康次郎

神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
ネットトヨタゾナ神戸株式会社
代表取締役社長 坂戸 秀彰

神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一

神戸市長田区北町2丁目5番地
株式会社トヨタレンタリース兵庫
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
株式会社トヨタレンタリース神戸
代表取締役社長 磯寄 喜行

神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社
兵庫支社長 阿部 誠司